平成２１年（フ）第１５４１号
千葉県八千代市八千代台北16丁目18番19号エスポワール八千代101号室
債務者　西山　健二
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５５５号
千葉県八千代市八千代台西７丁目５番地４ドミール陽光101号
債務者　大島　真男
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５６１号
千葉県船橋市二宮２丁目28番10号
債務者　三井　正子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５６７号
千葉県船橋市大穴南５丁目19番９号
債務者　伊藤　路子（旧姓田久保）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５７９号
千葉県船橋市南三咲２丁目24番９号
債務者　入山　聖一
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８０号
千葉県船橋市南三咲２丁目24番９号
債務者　入山　隆一
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５号
千葉県船橋市三山４丁目22番３号　グリーングラス103号
債務者　加治木あや
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３５９６号
名古屋市千種区仲田２丁目18番23号　コンフォート202号
債務者　三田　圭子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１号
名古屋市中川区八熊２丁目４番23号　グリーンコーポ201号
債務者　寺岡　典子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７号
名古屋市昭和区伊勝町１丁目72番地
債務者　遠藤　惠子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２２号
名古屋市港区須成町３丁目63番地の１　スペリア須成603号
債務者　森本　真児
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３６号
名古屋市守山区大字上志段味字海東460番地
債務者　水野ユミ子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７４３号
大阪市東淀川区豊里２丁目24番３―303号
債務者　平田佐代子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６９７号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目２―９　セラ鳴門404号室、住民票上の住所大阪市西成区千本南２丁目６番13号　カーサフェリーチエ玉出５Ｂ　山崎方
債務者　徳永加壽男
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７６０号
大阪市東住吉区鷹合２丁目12番６号
債務者　野口　啄郎
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８３０号
大阪市淀川区新高２丁目13番６号　２Ｆ
債務者　竹田　幸作
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６３号
大阪府大東市氷野１丁目17番22号　ヒノパナハイツ101号
債務者　三門　憲明
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部